

〈解答〉

- ① 1 (1) ア
 (2) 蘇我
 (3) 公地公民
 2 (1) 内容 ①：開墾 ②：永久（両解） 名称 莊園（漢字2字）
 (2) エ
 (3) 院政

配点 ① 1(3), 2(1)内容, 2(3)は各2点, 他は各1点 10点満点

〈解説〉

- ① 1 (1) 5世紀ごろの朝鮮半島では、高句麗と、4世紀ごろにおこった百済、新羅の三国が、たがいに勢力を争った。大和政権は、百済や伽耶〔任那〕地域の国々と結んで、高句麗や新羅と戦ったことが、好太王〔広開土王〕碑に記されている。イは百済、ウは新羅、エは伽耶〔任那〕である。
- (2) 6世紀ごろ、大和政権の中では蘇我氏や物部氏などの豪族が、それぞれの支持する皇子を大王にしようとして争いが続いた。そして、推古天皇が即位すると、おいの聖徳太子〔厩戸皇子〕が摂政になり、蘇我馬子と協力しながら、天皇を中心とする政治制度を整えようとした。
- (3) 中大兄皇子は、645年、中臣鎌足らとともに蘇我蝦夷・入鹿の親子をたおし、新しい政治のしくみをつくる改革を始めた。それまで豪族が支配していた土地と人々を、公地公民として国家が直接支配する方針が示された。このとき、日本で初めて「大化」という年号〔元号〕が使われたといわれているので、この改革を大化の改新とよぶ。
- 2 (1) 723年に出された三世一身法に次いで出された墾田永年私財法によって、新しく開墾した土地の永久私有が認められた。開墾するだけの余裕のある農民は少なく、力のある貴族や寺院などが、周囲の農民、逃亡してきた農民を使って開墾を進めた。逃亡した農民はそのまま住みつき、私有地（莊園）の住人となる場合が多かった。こうして、ゆっくりと公地公民という律令国家の原則が崩壊していった。
- (2) 935年の平将門の乱、939年の藤原純友の乱で、貴族たちは武士の力を認めるようになった。平清盛は、1156年の保元の乱、1159年の平治の乱で勢力を広げ、武士が政治上の大きな力を持つようになった。
- (3) 白河天皇は、8歳の息子に位をゆずり、上皇となり院政を行った。藤原氏は天皇の母方の祖父として権勢をふるったが、上皇は天皇の父として政権を取り戻した。上皇になることによって、天皇の権威を有しながら天皇ではないために、法の制約から自由であり、専制的な政治を行うことができた。